

「皇室典範の一部を改正する法律」(皇位男系男子限定主義)による想定略図

令和の皇室（本流）構成者

(2026)

(30年後)

内
廷

上皇 (92) ・ 上皇后 (91)
天皇 (66) ・ 皇后 (64)
愛子内親王 (24)

※敬称略

→ 天皇 (96) ・ 皇后 (94)

→ 愛子 (54) — 夫 (国民)
— 男 ・ 女 (国民) △

宮
家

① 皇嗣 (60) ・ 皇嗣妃 (59)
(秋篠宮)
佳子内親王 (30)

→ 皇嗣 (90) ・ 皇嗣妃 (89)

— 男 ・ 女 (国民) △
— 夫 (国民)

(1)

② 悠仁親王 (9月に20)

→ 悠仁 (50) — 妃 (皇族)

— 男子④ ※不在なら断絶
— 女子 △

(2)

③ 常陸宮 (90) ・ 同妃 (85)

養子A (皇族) — 同妃 (皇族)

— 男子⑤ ?
— 女子 △

(3)

三笠宮孫の彬子女王 (44)
瑶子女王 (42)

→ 彬子 (74)

養子B (皇族) — 同妃 (皇族)

— 男子⑥ ?
— 女子 △

→ 瑶子 (72)

養子C (皇族) — 同妃 (皇族)

— 男子⑦ ?
— 女子 △

(4)

三笠宮寛仁親王妃 (70)

→ 信子 (100)

養子D (皇族) — 同妃 (皇族)

— 男子⑧ ?
— 女子 △

(5)

高円宮妃 (72) ・ 承子女王 (40)

→ 承子 (70)

養子E (皇族) — 同妃 (皇族)

— 男子⑨ ?
— 女子 △

養子縁組の皇室（傍流）構成者

※ いわゆる旧11宮家(すべて伏見宮系)のうち、男系男子が実在するのは4家(㊦久邇家・㊧賀陽家・㊨東久邇家・㊩竹田家)のみ。

※ そこに15歳以上で未婚の男子が若干名いるので、養子候補となりうる。一方、現皇室で養親となりうるのは、親王・親王妃および女王は5名(A~E)。その養子も妻(妃)も皇族となり、次の男子(㊦~㊩)は皇位継承資格を有する。

※ 従って、悠仁親王に男系④を恵まれなければ、養子皇族の次の男子(㊦~㊩)の年長者が皇位を継承する。

※ 現皇室構成者の満年齢は令和8年(2026)7月現在。